

東京圏からの移住で 「最大100万円」

ご存じですか!?

移住支援金

世帯100万円、単身60万円

さらに、18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、
18歳未満の者一人につき最大30万円を加算!

移住支援金の支給対象

①～③の全てに該当する方が対象となります。

① 移住元について

(次のいずれにも該当すること、
移住元対象地域については表の下、裏面をご覧ください)

- ・移住直前10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住、
または東京圏に在住し東京23区内に通勤していた方
※ただし、東京圏に在住しつつ東京23区内の大学等へ通学し、
東京23区内の企業等へ就職した場合は、通学期間も直近10年に含めます。
- ・移住直前に連続して1年以上、東京23区内に在住、または東京圏に在住し東京23区内に通勤していた方

② 移住先について

(次のいずれにも該当すること)

- ・移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること
- ・石狩市に移住支援金の申請日から5年間以上、継続して居住する意思を有していること

③ 就業・起業・テレワーク・関係人口について

(次のいずれかに該当すること)

- 【就業A※1】北海道が運営する就職支援マッチングサイトに掲載された求人に新規就業した方
- 【就業B※2】道府県が実施するプロフェッショナル人材事業、
または金融機関等が実施する先導的人材マッチング事業を活用して新規就業した方
- 【起業】申請日の前1年以内に、北海道の「地域課題解決型起業支援事業補助金」の交付決定を受けた方
- 【テレワーク】自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠とし、
移住元での業務を引き続き週20時間以上、テレワークで行う方(原則、恒常的に通勤しない)
- 【関係人口】石狩市に在住したことがある、または石狩市内の高校または大学を卒業した方で
転入時の世帯主の年齢が50歳未満である方のうち、
農林水産業又はその他石狩市が認めた企業もしくは職種※3に就業すること

【移住元対象地域】具体的な対象外市町村は裏面をご覧ください

東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県以外の区域のうち、条件不利地域の市町村と

【※1】(就業A)正式名称は「一般就業型」です

【※2】(就業B)正式名称は「専門人材就業型」です

【※3】(石狩市が認めた企業もしくは職種)詳しくは企画課までお問合せください

【問合せ先】

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市企画政策部企画課

TEL0133-72-3161

メールアドレス：kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp



【メールは↑から】

【HPは↑から】

移住支援金申請に係るチェックリスト

移住元の関する要件		チェック	
■移住直前に10年間のうち5年以上、東京23区に在住又は東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうちの条件不利地域または人口減少地域 ^{※1} 以外の地域に在住し、東京23区内に通勤していた		<input type="checkbox"/>	
■移住直前に連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域または人口減少地域 ^{※1} 以外の地域に在住し、東京23区に通勤していた		<input type="checkbox"/>	
※東京圏のうち条件不利地域または人口減少地域 ^{※1} 以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ進学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、 通学期間も対象期間 とすることができます。			
（※1）…条件不利地域または人口減少地域(下線市町村、平成22年から令和2年の間に人口が10%以上減)に該当する市町村は以下のとおり			
移住対象元外市と町となる	東京都	榎原村、奥多摩町、大島村、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	
	埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町	
	千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、銚子市、栄町、多古町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町	
	神奈川県	山北町、真鶴町、清川村、三浦市、箱根町、湯河原町	
移住先の関する要件		チェック	
■移住支援金の申請時において、石狩市に転入後1年以内であること		<input type="checkbox"/>	
■石狩市に移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意図があること		<input type="checkbox"/>	
起業・就業に関する要件（該当する区分の要件を全て満たすこと）		チェック	
区分	一般就業	■北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること	<input type="checkbox"/>
		■求人への応募日が、移住支援金の対象求人としてマッチングサイトへの掲載日以降であること	<input type="checkbox"/>
		■就業者にとって3親等以内の親族が代表者・取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと	<input type="checkbox"/>
		■週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること	<input type="checkbox"/>
		■当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること	<input type="checkbox"/>
	専門人材就業	■転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること	<input type="checkbox"/>
		■プロフェッショナル人材事業(道府県が実施)又は先導的人材マッチング事業(金融機関等が実施)を利用した移住及び就業であること	<input type="checkbox"/>
		■週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、申請時において当該法人に在職していること	<input type="checkbox"/>
		■当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意図があること	<input type="checkbox"/>
		■転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること	<input type="checkbox"/>
	起業	■目的達成後の解散を前提とした個別プログラムへの参加等、離職することが前提でないこと	<input type="checkbox"/>
		■北海道が実施する「地域課題解決型起業支援事業補助金」の交付決定を受けていること	<input type="checkbox"/>
	テレワーク	■所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思による移住であり、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと	<input type="checkbox"/>
		■石狩市でテレワークにより勤務し（原則、恒常的に通勤しない）、週20時間以上テレワークを実施すること	<input type="checkbox"/>
		■内閣府が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）、前歴事業を含む）を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと	<input type="checkbox"/>
関係人口	■石狩市に住んだことがあること、もしくは石狩市内の高校又は大学を卒業したこと	<input type="checkbox"/>	
	■転入時の世帯主の年齢が50歳未満であること	<input type="checkbox"/>	
	■農林水産業又はその他石狩市が認めた企業もしくは職種に就業すること（※具体的な職種はお問合せください）	<input type="checkbox"/>	

各項目の申請に必要な書類などは、表面に掲載の市HPをご覧ください。

【移住支援金給付の流れ】（移住先の市町村に申請）

